

JPRS-ADVRPT-2006002
2007年2月22日

株式会社日本レジストリサービス
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JPドメイン名諮問委員会
委員長 後藤 滋樹

答申書(案)

JPドメイン名登録情報の公開・開示と保護に関する現状評価についての諮問書(JPRS-ADV-2006002)について答申致します。

主 文

JPドメイン名では、ドメイン名の登録に関する情報をWhoisサービス(以下、Whois)により一般に公開している。その目的は、企業や個人などのインターネット上の活動において、必要な範囲で通信相手を認識し互いに協調できることにある。企業がJPドメイン名を登録した場合にWhoisで登録者名として企業名が公開されるのと同様に、個人によるJPドメイン名登録の場合も登録者名としてその個人の氏名がWhoisにより公開される。

しかし、自らの氏名がインターネット上の不特定多数に対し公開されることが、JPドメイン名を個人的に登録し活用するインターネット利用者の活動を制限しつつある。すなわち、インターネットを利用しようとする個人にとって、Whoisによる氏名公開がその活動の障害となってきている。

上記の問題を解決するため、JPドメイン名の登録者名はWhoisで公開することを原則としつつも、登録者が個人である場合には、登録者名としての氏名をWhoisで公開しないことを選択できるようにすることが望ましい。

なお、その場合でも、インターネット利用者が、適切な範囲で通信相手を認識し互いに協調できるようにするため、Whoisの公開連絡窓口情報に基づきそのJPドメイン名の運用者に連絡がとれること、および、文書手続きにより登録者名も含めた情報の開示を請求できるようにしておくことが必要である。

理 由

ドメイン名登録情報のWhoisによる公開は、自律分散協調的な運用管理がなされているインターネットにおいて、国際的なコンセンサスのもと行われている。その目的は、企業や個人などのインターネット上の活動でのさまざまな局面において、必要な範囲で通信相手を認識し互いに協調して問題を解決できるようにすることにある。

当初、JPドメイン名では、登録情報の多くをWhoisにおいて公開していたが、社会情勢やインターネットの使われ方の変化などを考慮しつつ、検討・見直しを適宜行ってきている。その結果、個人でJPドメイン名を登録した場合、Whoisで公開される個人に関する情報は、現在では登録者氏名のみとなっている。

一方、日常生活を含む様々な場面へのインターネットの浸透により、個人によるインターネットの活用がますます増加しつつあり、その活動内容も多種多様になってきている。特に、Web閲覧等の情報参照だけでなく、ブログなどによる情報発信も活発になって来た結果、個人によるドメイン名の利用も増加してきている。

このような状況において、最近の情報セキュリティ、とりわけ個人情報に対する意識の高まりにより、個人によるドメイン名登録の場合でも、その情報が一律にWhoisで公開されることについての抵抗感が増しつつある。すなわち、個人がインターネット上で独自のドメイン名を使った活動をするには、自分の氏名を、インターネット上で匿名の不特定多数の人が容易に知り得る状態にせざるを得ず、そのことが結果的にはインターネットにおける個人の活動を制限しているという状況となっている。

JPドメイン名の登録情報が公開されることについては、JPドメイン名登録規則等に明記されており、それに同意した上でJPドメイン名が登録され、登録情報が公開されている。この点においては、JPドメイン名の登録手続は「個人情報の保護に関する法律」に則したものとなっている。

しかし、インターネットを利用しようとする個人にとって、Whoisによる登録情報公開がその活動の大きな障害になることは好ましくない。たとえば、Whoisに掲載されている個人氏名によりその個人を特定し、匿名の第三者がその個人に嫌がらせや迷惑行為などを行っているという事例が報告されているが、このような事例は回避すべきである。

上記の課題を解決するため、個人がJPドメイン名を登録する場合には、その登録者名、すなわち個人の氏名をWhoisにて公開しないという選択肢を設けることが望ましい。これにより、ドメイン名を利用した個人の活動に対する大きな障害が取り除かれるものと考えられる。

なお、JPドメイン名登録者が登録者名を非公開とするオプションを選択した場合でも、インターネット利用者が、通信相手を認識し互いに協調できるようにするための情報を取得できる仕組みは必要である。具体的には、Whoisの公開連絡窓口情報に基づいてドメイン名の運用者に連絡をとることができ、ドメイン名の運用に関するトラブルを自律的に解決が出来るようにすることが必要である。また、ドメイン名運用者への連絡以外の行動が必要な場合、自らの住所・氏名と情報の利用目的を文書によりJPRSに示すことで、任意のJPドメイン名について、登録者名も含めた情報の開示請求をできるようにすることが必要である。

以上